

(5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 62,300円

(6) 次のいずれかに該当する者 68,530円

ア 平成28年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 80,990円

ア 平成28年の合計所得金額が1,250,001円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,800円

ア 平成28年の合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 121,490円

ア 平成28年の合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 130,830円

ア 平成28年の合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 140,180円

ア 平成28年の合計所得金額が5,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 149,520円

ア 平成28年の合計所得金額が6,000,000円以上7,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 158,870円

ア 平成28年の合計所得金額が7,500,000円以上9,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 168,210円

ア 平成28年の合計所得金額が9,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 183,790円

4 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,920円とする。

(掲示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第22号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項)」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第

15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」を「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第23条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」に改める。

第23条第1項第1号中「の例」を「を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項)を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項)に、「租税条約等実施特例法」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法」に、「が、同法」を「が、地方税法」に改める。

第23条の2中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条及び第23条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、平成28年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第23号

宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例

宇治市立幼稚園使用料条例(昭和27年宇治市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中

「」を「」に改め、同項第7号

4,500円	2,250円
4,500円	2,250円

」に改める。

中「第7号」を「前号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の保育に係る宇治市立幼稚園の使用料について適用し、同日前の保育

に係る宇治市立幼稚園の使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第24号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第23条の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、平成28年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第25号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項本文中「よる所得税法」を「よる同法」に改め、同条第4項中「第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで」に提出された第28条第1項の確定申告書を含む)を「次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項に規定する申告書

(2) 第28条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第18条第6項中「第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで」に提出された第28条第1項の確定申告書を含む)を「次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項に規定する申告書

(2) 第28条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第24条の2第1項中「、第18条第4項の申告書」を「、第18条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第44条第1項中「よつて」を「より」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に、「とする」を「とす」。第5項第1号において同じ」に、「よつて」を「より」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「、次」を「、前項の規定にかかわらず、次」に改め、同条第6項中「よつて」を「より」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「よつて」を「より」に改める。

第45条第1項中「においては」を「には」に、「よつて」を「より」に改め、同条第2項中「とする」を「とす」。第4項第1号において同じ」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「、法第321条の8第22項に規定する申告書(」を「、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。)」に、「修正申告書」という。)の提出を「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書を「(当該増額更正)に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に、「次」を「、前項の規定にかかわらず、次」に、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第67条第2項ただし書及び第3項ただし書中「、又は」を「又は」に、「あるか又は」を「ある、又は」に改め、同条第5項ただし書中「、又は他」を「又は他」に、「あるか」を「ある」に改め、同条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「、前7項」を「、前各項」に改める。

第70条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

附則第8条中「第15条の3」を「第15条の3の2」に、「第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5」を「第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

附則第8条の2中「、第32項、第36項、第42項」を「、第31項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第8条の3第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同

条第11項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第13項中「、3分の2」を「、5分の4」に改め、同条第14項及び第15項を削り、第16項を第14項とする。

附則第8条の4第2項各号列記以外の部分中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により準用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

つた理由

附則第10条第1項中「法第349条の3又は法」を「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「平成29年改正前の法」という。)」第349条の3又は平成29年改正前の法」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「法」を「平成29年改正前の法」に改める。

附則第12条及び第15条中「法」を「平成29年改正前の法」に改める。

附則第18条第1項中「法第349条の3」を「平成29年改正前の法第349条の3」に、「又は法」を「又は平成29年改正前の法」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「法」を「平成29年改正前の法」に改める。

附則第19条及び第20条の2中「法」を「平成29年改正前の法」に改める。

附則第21条の2第3項の表以外の部分中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第21条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接

又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第93条及び第94条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条第1項中「納期限」とあるのは、「納期限(附則第21条の3第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第22条第1項中「法」を「平成29年改正前の法」に、「又は法」を「又は平成29年改正前の法」に改める。

附則第23条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に、「(次に限る)」を「(次の各号に掲げる場合を除く。)」に限り、「第18条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第26条第1項各号列記以外の部分中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「当該各号」を「当該各号」に改め、同条第2項前段中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第27条の4第4項中「第27条第1項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において)」を「特例適用配当等申告書(に、「もの」に限り、その時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む)」を「次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項に規定する申告書

(2) 第28条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第27条の5第4項中「第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において)」を「条約適用配当等申告書(に、「もの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む)」を「次の各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適

当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第27条第1項に規定する申告書
- (2) 第28条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第27条の5第6項中「第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第6条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第44条第3項及び第5項並びに第45条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第44条第3項又は第45条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第67条第8項及び附則第8条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。))第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。))第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された改正法第1条の規定による改正前の地方税法(次項及び附則第5条第2項において「旧法」という。))附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを宇治市市税条例第90条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地

方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(同条例第93条及び第94条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年宇治市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の2のうち、宇治市市税条例附則第21条の2第2項から第4項までを削り、同条を同条例附則第21条の7とし、同条例附則第21条に次の5条を加える改正規定中「附則第21条の2第2項」を「附則第21条の3第4項中「附則第21条の3第2項」を「附則第21条の8第2項」に改め、同条を附則第21条の8とし、附則第21条の2第2項」に改める。

第3条を次のように改める。

(宇治市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宇治市市税条例の一部を改正する条例(平成26年宇治市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表中「第89条第2号アの項」を「第2号アの項」に、「

第89条第2号ア

第2号ア

改める。

附則第1条第3号中「及び」を「第3条の規定並びに」に改める。

(掲示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第8号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、平成29年3月27日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成29年4月14日

宇治市長 山本 正

指定番号 第445号 城設備

指定番号 第446号 有限会社K・プレール

宇治市上下水道事業公告第9号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、平成29年3月29日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を

指定したので公告します。

平成29年4月14日

宇治市長 山本 正

指定番号 第447号 井上洗浄有限会社